

公共事業評価システム研究会について

1．背景

公共事業は我が国の経済発展や国民生活の向上に大きな役割を果たしてきた。近年の財政逼迫や少子高齢化、その他経済社会の諸情勢の変化が急速に進展する中で、公共事業については、効率的な実施及びその透明性を一層確保することが重要な課題となってきた。

このため、平成9年度に内閣総理大臣より公共事業の再評価システムの導入及び事業採択段階における費用対効果分析の活用について指示がなされるとともに、公共工事に関する一層のコスト縮減と効率的な事業の実施に向けた「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」(平成9年度)が策定された。

このような流れの中で、旧建設省、旧運輸省を含む公共事業関係6省庁では、平成10年度以降それぞれの所管する公共事業の再評価および新規事業採択時評価を実施してきたが、本年1月の中央省庁再編を機に、国土交通省においては、旧北海道開発庁、旧運輸省及び旧建設省がそれぞれ策定、運用してきた事業評価実施要領を統一し、平成13年7月に「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」を策定した。

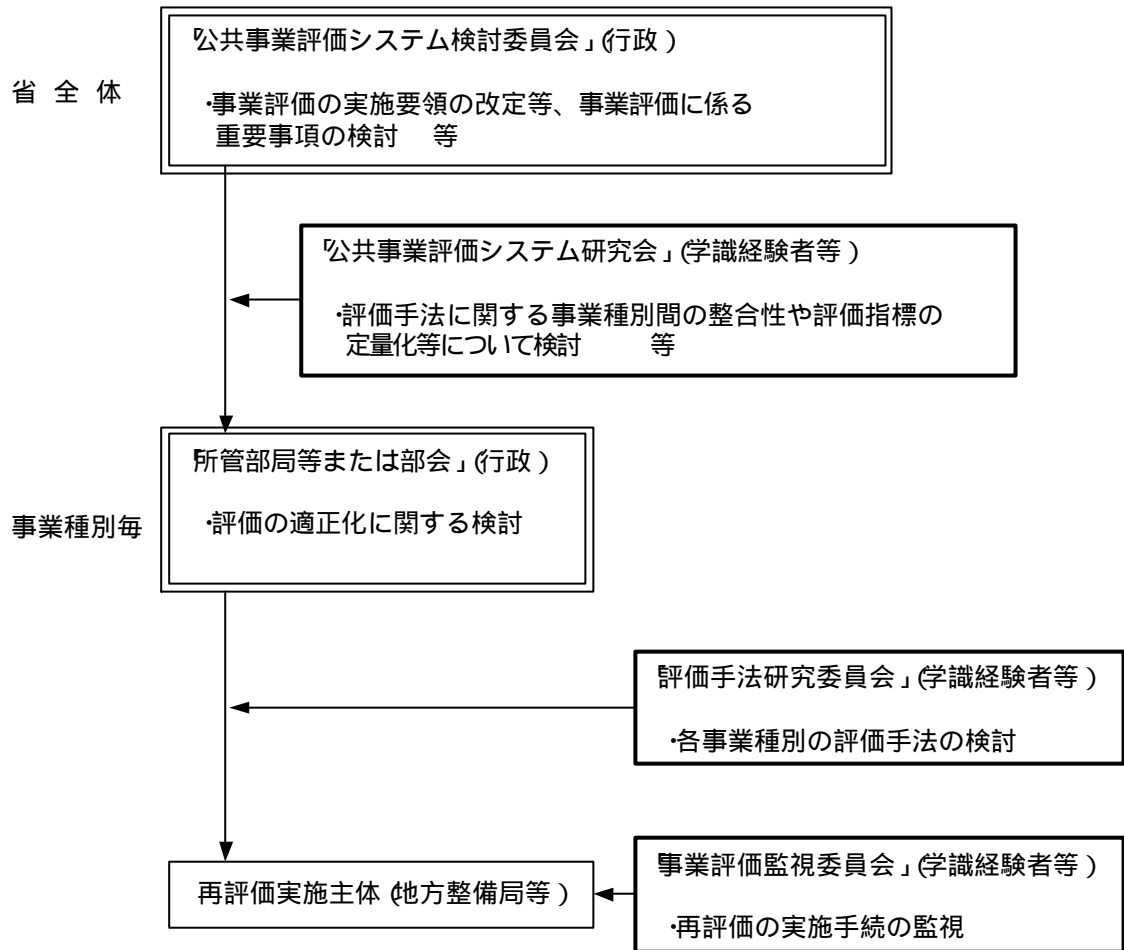
一方で、公共事業の実施に関し、「21世紀の公共事業を考える有識者会議」では評価手法の向上が求められるなど、事業評価の手法に対する指摘がなされており、6月に閣議決定された「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」においては、事業評価手法の改善や時間管理について取り組むこととされている。

これらを受け、公共事業の一層の効率性・透明性を確保するため、公共事業のより客観的な評価手法について検討していく必要がある。

2．目的

国土交通省における公共事業評価は、従来、所管部局が事業種別ごとに評価手法を策定し、評価を実施してきたところであるが、昨今の公共事業を取りまく状況を踏まえ、公共事業における時間管理概念の導入等の考慮のあり方、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等の事業評価に共通する課題について検討を行い、国土交通省の公共事業評価システムの向上を図るため、公共事業評価システム研究会を設置するものである。

3. 公共事業評価システム研究会の位置づけ



4. 今後の予定

今年度中に4回程度開催

成果は国土交通省の事業評価実施要領、細目等に反映